

こども未来部

議案第 122 号 大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 122 号 大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

資料の 1 ページをお願いいたします。

本条例は、令和 8 年 4 月から全市町村で実施することとなる、通称“こども誰でも通園制度”の基準条例を新たに定めるものとなります。

資料 2 ページをお願いいたします。

目次に記載しております流れに沿ってご説明いたします。

資料 3 ページをお願いいたします。

条例制定の経緯ですが、令和 5 年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」において、保育所や幼稚園に通っていない未就園児を含め、全ての子育て家庭の支援を強化することが示され、「こども誰でも通園制度」が創設されました。これに伴い、児童福祉法で市町村による認可事業として位置づけられ、令和 8 年 4 月からは子ど

も・子育て支援法に基づく新たな給付として、全市町村で実施することとなったため、本市における実施施設の認可基準を定めるものです。

資料4ページをお願いいたします。

制度の主旨ですが、こども誰でも通園制度は、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度として創設されたものです。

令和7年度までは各自治体が任意で実施する補助事業でしたが、令和8年度からは子ども・子育て支援法に乳児等のための支援給付として位置付けられ、全国全ての自治体で実施することとなります。

資料5ページをお願いいたします。

当制度は、こどもの視点からは、家庭と異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られることで、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくこと、年齢の近いこどもとの関わりにより、成長発達に資する豊かな経験をもたらすなどの意義があります。

保護者の視点からは、専門的な知識や技術を持つ人と関わること

により、孤立感、不安感等の解消につながるとともに、育児負担感の軽減につながることで、こどもの成長過程と発達の現状を客観的に捉えられるなど、保護者自身が親として成長できるなどの意義があります。

資料 6 ページをお願いいたします。

制度の位置付ですが、これまでは就労要件等がなく家庭保育していた低年齢児の子育て家庭でも利用できる制度として創設されたものです。

資料 7 ページをお願いいたします。

制度概要ですが、実施施設は、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園等であり、保育所等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満のこどもが対象となります。実施方法は、在園児と合同又は専用室や独立施設で定員を別に設けて受け入れを行う一般型と、利用児童数が利用定員総数に満たない場合に、空き定員の枠を活用して受け入れを行う余裕活用型があり、各事業者が選択します。利用可能時間は、こども一人当たり月 10 時間の枠内で時間単位で柔軟に利用できます。

資料 8 ページをお願いいたします。

既に本市でも実施しております一時預かり事業との違いを表にし

ております。一時預かり事業は地域子ども・子育て支援事業として、各市町村が地域の実情に応じて実施するものとなりますが、こども誰でも通園制度は全国共通で実施されます。

また、一時預かり事業は、就労や病気等の一時的な保育ニーズへの対応など、保護者の視点からの制度であることに対し、こども誰でも通園制度は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するもので、こどもの成長の視点からの制度となります。

資料 9 ページをお願いいたします。

国の定める基準の中で必ず適合しなければならない「従うべき基準」と十分に参照しなければならない「参酌すべき基準」の主なものを表記しております。下線部の職員の基準と設備の基準については、11 ページにて詳細をご説明いたします。

資料 10 ページをお願いいたします。

条例の概要ですが、1 つ目の条例の名称、2 つ目の条例の主旨は記載のとおりです。3 つ目の条例の内容ですが、「利用乳幼児が明るく、安全で衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障する」とする最低基準の他、乳児等

通園支援の内容、設備や職員の基準等を定めるものです。4つ目の施行日ですが、公布の日からとなります。

資料 11 ページをお願いいたします。

条例で定める主な基準ですが、設置基準として、施設の面積要件は、乳児室が、乳児または満2歳に満たない幼児1人につき1.65平米。ほふく室が、乳児または満2歳に満たない幼児1人につき3.3平米。保育室は満2歳以上の幼児1人につき1.98平米が必要であることを定めます。職員配置は、原則、専従職員を2人以上配置する必要がある、そのうち半数以上は保育士であることが必要であること、また、配置基準については既に実施しております一時預かり事業と同様に、0歳児の受入は、保育士1人に対し3人まで、1・2歳児の受入は、保育士一人に対し6人までとすることといたします。

設置基準、職員配置基準も含め、従うべき基準、参酌すべき基準ともに、国の定める基準と異なる基準とする特段の事情や地域性が認められないことから、国の基準どおりとします。

資料 12 ページをお願いいたします。

条例の構成については、記載のとおりとなります。

資料 12 ページをお願いいたします。

今後のスケジュール予定ですが、11月頃に民間事業者を対象とした制度の趣旨や認可基準等の説明会を開催し、12月頃に事業実施の意思確認を行います。令和8年1月から認可申請の受付を開始し、3月に認可にかかる審査部会に諮ったうえで、設置認可を行い、来年4月から事業を実施していく予定です。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。